

輪島市監査公表第5号

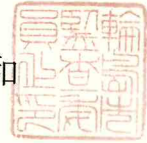
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年10月25日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成29年10月18日（水） 企画課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度監査資料（平成29年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○企画課は、総合計画を基にして多岐にわたる業務を所管している。地方創生総合戦略業務、広域行政連絡及び部内施策調整から、陸海空の交通政策、統計・情報に関する業務並びにふるさと納税に至るまでその範囲は広い。今後とも市政の中核としての役割を職員一丸となって担っていただきたい。

○庁舎OAの電算管理委託事業における保守業務は、事業者との随意契約がほとんどであるのが実態である。委託金額の算定に当たっては社会常識を逸脱しないよう十分に考慮され適正な金額で執行されるよう配慮されたい。

○「ふるさとタクシー」の利用状況が低迷している実情から、今後、利用者増員を目指して、地元住民は元より首都圏に向けての周知に尽力されることを望む。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。